

警 備 業 務 標 準 内 容

1 警備機器の設置等

- (1) 指定管理者は、警備業務に必要な警報機及び附帯する一切の装置を警備業務受託者の負担で設置させるものとする。
- (2) 指定管理者は、警備業務受託者に適宜、装置の点検を行わせ、その報告書の提出を求めるものとする。
- (3) 指定管理者は、業務委託終了時における装置の撤去について、警備業務受託者の負担で行わせるものとする。

2 機械警備の実施時間

- (1) 警備の開始は、指定管理者が退場する際に装置をセットした時間からとする。また、入場し装置を解除した時点で終了とする。
- (2) 火災警備は終日とする。

3 指定管理者は、警備業務受託者に次のとおり対処させるものとする。

(1) 火災発生時

警備業務受託者は、休場日、夜間に火災発生を受信した時は、消防機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ適切な処置を講じ、市及び指定管理者に連絡すること。

(2) 盗難、破壊等発生時

警備業務受託者は、休場日、夜間に盗難、破壊等を受信した時は、直ちに警察機関へ通報するとともに、速やかに警備員を急行させ、その状況により市及び指定管理者に連絡すること。

(3) 連絡網

指定管理者は、緊急対策連絡網を作成して、市及び各業務受託者に配布し、連絡体制を整えておくこと。

4 鍵等の貸与

指定管理者は、警備業務受託者に鍵等を貸与するものとし、その管理義務を負わせ、目的外使用及び第三者への貸与、譲渡を禁じること。

清 掃 業 務 標 準 内 容

1 業務実施における基本的事項

- (1) 常に清潔で美しい状態を保つこと。
- (2) 作業に当たっては、作業の様子が使用者の目に触れず、作業音が聞こえないような工程、作業方法をとること。また、床・壁等の材質に適した清掃方法を採用すること。

2 日常的清掃業務の内容

日常における業務内容は次の表を標準とする。

作 業 箇 所		周 期	作 業 項 目	備 考
告 別 ゾ ー ン	告別ホール	1 回 / 日	床除塵・水拭き、壁清掃、祭壇・備品拭き、洗面台・鏡拭き、便器・水回り清掃、汚物入れ処理、ガラス拭き、	作 業 項 目 作 業 回 数 に つ い て は、必要に 応 じ 随 時 追 加 し て 実 施 す る こ と。
	炉前ホール			
	告別室			
	トイレ	2 回 / 日		
待 合 ゾ ー ン	待合ロビー	1 回 / 日	床除塵・水拭き、壁清掃、応接セット拭き、吸殻処理、ガラス拭き、洗面台・鏡拭き、便器・水回り清掃、汚物入れ処理、備品清掃、コンロ、流し台清掃、ごみ処理	
	待合室 1 ～ 4			
	廊下			
	トイレ	2 回 / 日		
	身障者用トイレ			
	湯沸室			
収 骨 ゾ ー ン	収骨室	1 回 / 日		床除塵・壁清掃、台車灰処理・清掃
	火葬台車			
管 理 ゾ ー ン	事務室	1 回 / 日		床除塵、壁清掃、備品清掃、ごみ処理
	作業室			
	作業員控室			
	機械室			
	電気室			
外 構	駐車場	適宜	除塵、除草	

	庭園		落ち葉処理、剪定	
--	----	--	----------	--

3 大規模清掃業務の内容

指定管理者は下記の大規模清掃を指定管理者自ら行うか、業務を専門業者である第三者に委託して行わせなければならない。

大規模清掃の業務内容は次の表を標準とする。

作 業 箇 所	周 期	作 業 項 目	備 考
床	1 回/年	床ワックスの剥離作業、表面洗浄、ワックス掛	告別ホール、炉前ホール、収骨室、待合ロビー、廊下
窓ガラス等	1 回/年	クリーニング、乾拭き	玄関ホールガラス、告別ホールガラス、窓ガラス等
壁	1 回/年	除塵	
その他	適 宜	除塵、拭き	

4 廃棄物の処理

場内から発生した廃棄物は、指定管理者の責任において法律に準拠し処理すること。

植 栽 管 理 業 務 内 容

1 日常的植栽管理業務

(1) 指定管理者は、日常的植栽業務に必要な機材等を指定管理者の負担で準備し管理するものとする。

(2) 日常的植栽業務の内容は、下表のとおりとする。

作 業 箇 所	頻 度	作 業 項 目	備 考
敷地平場 進 入 路	適 宜	除草、落ち葉収集、樹木剪定、枝等の収集	整然とした状態を保ち、収集した草や枝の適正な処理処分を行うこと。

2 大規模植栽管理業務

(1) 指定管理者は、大規模植栽管理業務を専門業者である第三者に委託して行わせなければならない。

(2) 大規模植栽業務の内容は、下表のとおりとする。

作 業 箇 所	頻 度	作 業 項 目	備 考
施設区域全体	年 1 回 以上	除草、落ち葉収集、樹木の剪定伐採、伐採樹木等の収集、施肥	整然とした状態を保ち、収集した草や枝の適正な処理処分を行うこと。
桜 の 木 (1 7 1 本)	年 1 回 以上	アメリカシロヒトリ防除 (駆除用薬剤の散布)	散布面積 2 , 1 4 5 m ²

3 廃棄物の処理

植栽管理に伴い発生する廃棄物の一切は、指定管理者又は植栽管理業務受託者の責任により法律に準拠し処理処分すること。

4 植栽樹種名

(1) 樹木の現況、本数については現地を把握の適切に管理すること。

アオキ

アセビ

- 梅
ウメモドキ
オトメツバキ
カクレミノ
キョウチクトウ
キリシマツツジ
キンモクセイ
黒松
ケヤキ
コノテガシワ
コブシ
サザンカ
サツキ
サンゴジュ
ジンチョウゲ
多行松
ツゲ
ドイトウトウヒ
21 ドウダンツツジ
22 南天
23 ノムラモミジ
24 ヒイラギナンテン
25 ヒラトツツジ
26 ベニカナメモチ
27 ホテイ竹
28 モクレン
29 モッコク
30 ヤツデ
31 ユキヤナギ

消 防 設 備 点 検 業 務 内 容

1 点検実施

指定管理者は、毎年、下記の機器点検と総合点検を実施すること。

2 保守点検する設備等

項 目	規 格 等	数量等
自動火災報知機設備	P 型 1 級 2 0 回線受信器	1 台
	P 型 1 級総合盤	6 台
	作動式分布感知器	9 個
	作動式スポット型感知器	2 3 個
	低温式感知器	1 1 個
	煙式感知器	1 2 個
	常用電源	1 基
	予備電源	1 基
消火器設備	1 0 型 A B C 粉末消火器	9 本
誘導灯設備	誘導灯	1 台
	誘導灯標識	1 8 枚
非常放送設備	増幅機	1 台
	スピーカ	2 5 個

3 保守点検実施者

業務の実施者は、消防設備士または総務大臣が認める資格(消防設備点検資格者)を有する者に行わせること。

4 業務内容

保守点検業者にあたっては、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備点検結果報告書に添付する点検票の様式(昭和50年10月16日付号外消防庁告示第14号)」により実施させるものとする。

5 保守点検の留意点

(1) 保守点検の作業日、手順及び方法について予め協議を行い、火葬業務が

行われない日または時間帯に点検を行わせること。

- (2)保守点検実施者が設備機器の故障または点検作業のため、設備の一部または全部の機能を停止しようとする場合、若しくは停止した場合は、直ちにその報告をさせること。
- (3)保守点検中は、火災発生の誤信号の発報を念頭において業務を実施させること。

6 その他

- (1) 保守点検、調整及び試験等の作業に必要な測定機器、工具及びその他の消耗品材料は、保守点検実施者の負担とすること。
- (2)設備機器の常備品及び予備品に不足があるときは補充し、不良のものは取替えさせること。
- (3) 故障機器の取替修理は、軽易なものを除き別に発注するものとする。
- (4)保守点検は、指定管理者の立会いのもとに行い、消防関係機関の検査の際には、保守点検実施者を立ち会わせること。

7 報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等の種類及び点検の内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（昭和50年4月1日付号外消防庁告示第3号）」及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和50年10月16日付号外消防庁告示第14号）」に定められたものを提出させること。
- (2)保守点検の結果、消防用設備等の改善、改修を要する箇所がある場合は、前記の報告書と併せ、その一覧を任意様式により提出させること。
- (3) 保守点検完了後、報告書を2部（1部は消防署へ報告すること。）作成させ3年間保存すること。

自家用電気工作物保安管理業務内容

1 対象施設

自家用電気工作物

設備容量

受電設備 80kVA

非常用発電設備 40kVA

2 業務の内容

- (1) 指定管理者は、下記の業務の資格を有する者に実施させなければならない。

設 備 名	頻度	備 考
受電設備	1回/月	別に年次点検を実施
非常用発電設備	1回/月	

受託事業者は、巡視点検測定及び試験の結果、不良箇所があるときは、必要な指導及び助言をすること。

- (2) 受託事業者は、電気工作物・発電機の事故発生の場合は、応急措置及び再発防止対策の指導を受けること。また、必要に応じ臨時点検を行い、電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気関係事故報告書の作成及び手続きの指導を受けること。

- (3) 電気事業法第107条第3項に基づく立ち入り検査の立会いを受けること。

3 注意事項

- (1) 施設の運営(火葬業務等)に支障のないよう実施すること。
- (2) 施設内の機器、設備異常又は、その他の非常事態を発見したときは、直ちに市へ報告すること。

石油屋外タンク設備点検業務内容

1 対象施設及び容量

石油屋外タンク 灯油 9 8 0 L × 2 基

2 業務の内容

消防法に基づく危険物取扱者により以下の点検を行わなければならない。

3 業務の内容の詳細

(1) 屋外タンク等の外観目視点検

屋外タンク及び送油、返油管等の外観目視点検を実施し、点検記録簿に記載し、保管しなければならない。

タンク本体
給油管
送油管
返送管
通気管
ドレン管
液量表示計
屋内配管
バルブ類
ストレーナ
配管継ぎ手等
消火器

点検の結果、異常又は漏洩等を発見した場合には直ちに補修し、正常な状態を保つこと。

廃棄物等運搬処理業務内容

1 廃棄物の処理

廃棄物の発生量により、随時、運搬し適正な処分をすること。

2 業務の履行義務

廃棄物の中にリサイクルできるものは、積極的にリサイクルに努め、適正な処理をすること。

(1) リサイクルできるもの

紙類（書類屑、新聞紙、雑誌、ダンボール、包装紙、菓子箱、紙パック）

びん類（飲料びん、ドリンクびん）

缶類（飲料缶、菓子缶）

ペットボトル

白色トレイ

(2) リサイクルできないもの

紙類（汚れたもの、油が付着したもの）

びん類（汚れたもの、窓ガラス、クリスタルガラス）

缶類（汚れたもの、油缶、工業用缶）

ペットボトル（汚れたもの、油が付着したもの、塩ビボトル）

白色トレイ（汚れたもの、色の着いたもの）

残 灰 保 管 業 務 内 容

1 保管業務

遺骨は、遺族の意を尊重し、最大限収骨してもらうこととし、火葬残灰は最小限に努めること。

火葬残灰は、施設内にある霊灰庫に納め一時保管すること。

2 業務の履行義務

霊灰庫に納められた火葬残灰は、定期的（年 3 回程度）に専門業者等により運搬処理をするものとする。

保管する火葬残灰は、飛散の恐れがあるため、飛散防止を適切に実施し、作業員は必ずマスク等の防護対策を行うこと。

火葬炉保守点検業務標準内容

斎場の火葬炉等の機能を常に適正な状態に保つため、当該業務は火葬炉設備納入メーカーである「(株)宮本工業所」による年1回の保守点検を実施するとともに、サービスマンによる年4回以上の定期的な巡回点検を実施すること。

1 保守点検の内容

- (1) 主燃炉
断熱扉及び開閉装置の状況、台車の消耗度、主燃炉の炉内煉瓦(煉瓦・セラミック・金物等)の状況、その他の主燃炉の点検
- (2) 再燃炉
再燃炉の炉内煉瓦の状況、立上り煙道、その他の再燃炉の点検
- (3) 共通煙道
共通煙道の煉瓦の状況、その他の共通煙道の点検
- (4) 燃焼機器
チルチング式バーナ、再燃炉サイレントバーナ、流量計、圧力計、レギュレーティングコック、オイルポンプ、オイルストレーナ、オイル流量計、その他の燃焼機器の点検
- (5) 制御機器
炉制御盤、再燃炉温度指示調節計、炎監視装置、電磁弁、炉圧指示調節計、その他の制御機器の点検
- (6) 給排気設備
誘引送風機(排気ファン)、炉圧ダンパー、燃焼空気ブロワ、排気筒の状態、集塵機、その他の給排気設備の点検
- (7) 付帯設備
台車駆動装置、冷却前室、化粧扉、その他の付帯設備の点検
- (8) 付属機器
電動キャリア台車、棺台車、操作工具、その他の付属機器の点検
- (9) 特殊付帯設備
モニターカメラ、自家発電装置、オイルサービスタンク、その他の特殊付帯設備の点検

2 保守点検の報告書

- (1) 保守点検報告書の様式は、上記「1 保守点検の内容」が記入されている任意様式により提出すること。
- (2) 保守点検完了後、15日以内に報告書2部を作成し提出すること。

市が備え付ける備品等一覧

備付け場所	器 材 名	数 量
告別ホール	告別台	4 台
炉前ホール	告別台	2 台
告別式場	祭壇	1 台
	椅子	100 脚
収骨室	棺台車	2 台
	電動キャリア台車	2 台
待合ホール	ロビーチェアー	16 脚
	食器戸棚	1 台
待合室	座卓	4 台
	座布団	40 枚
	茶櫃、茶碗	
機械室	真空掃除機	1 台
事務室	耐火金庫	1 台
	ファクシミリ	1 台
	電話	1 台
	スチール机	4 台
	スチール椅子	4 台
	スチールロッカー	2 台